

続報！労組法第7条第1項「不利益な取扱い」抵触する不当労働行為発生！

安全第一、命を運ぶ会社に体質化する差別

第55号
発行日
2020. 1. 10

Super Highway
スーパーハイウェイ

JR東労組バス関東本部
発行責任者：遠山真一郎
編集責任者：大枝 隆寿
東京都渋谷区代々木2-2-6
JR新宿ビル13F
Tel.03-3375-5045 (NTT)

遠山議長が配置転換の事前通知を受ける！

本人希望が反映されず、東京営業支店への配属が示される！

1月6日、遠山議長は本社で面談を行いました。配属先は東京営業支店もしくは東京支店車両係と示されましたが、通勤や家族状況を鑑みて東京営業支店に発令するとのこと。議長は東京支店運転係への現地現職を強く求めましたが、「運転業務には13年間のブランクがあり、運転業務に復帰するならば古河支店などで在来線を経験してから、高速線に乗務するようになる。51歳なので乗務員を希望すれば運転業務へ戻す考えはある。」と説明を受けました。その場で「労働協約に基づいての専従休職で病気等の休職ではないこと、歴代議長の慣例や希望のない職種への配置転換は不利益扱いであることや、パワハラ等に値する」ことを訴え、繰り返し東京支店運転係への復帰を求めましたが、「発令行為なので変更する考えはない」と面談が終わりました。

強制転勤同様、不当性・整合性のない配属決定は断じて許せない！

「運転業務に戻るなら、古河などで在来線を経験してから高速線に乗務するようになる」という発言は、佐野支店にある安全研修センターの存在意義を否定する考えです。研修センターには多くの未経験者を一人前にする経緯や実績がある中、医学適性検査や運転適正検査、運転見極めを行った結果ではなく、「13年のブランクがある」という根拠もない判断は、不合理極まりない。「乗務員を希望すれば戻す考えはある」と言うならば、東京支店配属前提の安全研修センターで訓練をさせるべきです！また、大型二種免許などの資格や経験を考慮せず、かけ離れた仕事を命じることが『過小な要求』型のパワハラであり、精神的・身体的苦痛を与え、今回の人事措置は権利濫用とも言え、認められるものではありません。

労働組合法第7条第1号に抵触する4つの不利益取扱い！

- ① 元職場である東京支店運転係への復帰を希望していたが、本人の希望しない職種への配置転換を行ったこと。(精神的・私生活上・組合活動上の不利益)
- ② 歴代議長は元職場へ復帰した慣例があること。(精神的・私生活的・組合活動上の不利益)
- ③ 組合役員の配転などの人事措置によって組合活動を妨害すること。(組合活動上の不利益)
- ④ 12月25日に配属先が決まると連絡しているが、1月6日まで先延ばしにされ、結果が出るまで本人・家族・組織を不安や心配させたこと。(精神的不利益)

上記4つの事象は、労組法第7条第1号不「利益扱い」に抵触し、不当労働行為が成立する！

「過小な要求」型のパワハラ・不当配転は断じて許められない！

本人希望・慣例慣習無視の不当な配置転換、専従休職者への不利益扱いによる支配介入、国家資格を持つ運転手に対する過小な要求、精神的不安を与えるジェイアールバス関東会社